

野田市国民健康保険条例施行規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 17 号

野田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

野田市国民健康保険条例施行規則（昭和 34 年野田市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

「
別表の 27 の項中

徴収猶予（期間延長）否認通知書

 を
」

「

徴収猶予（期間延長）不許可通知書

 に改め、同表の 30 の項
」

の次に次のように加える。

30 の 2	換価の猶予不許可通知書
--------	-------------

「
別表中

46	過誤納金還付請求書
47	過誤納金還付（充当）通知書

 を
」

「

46	還付請求書
47	還付充当通知書

 に、
」

「

57	延滞金減免（否認）通知書
----	--------------

 を
」

「

57	延滞金減免許可決定通知書
57 の 2	延滞金減免不許可決定通知書

 に改め、同
」

表の 6 6 の項の次に次のように加える。

6 6 の 2	交付要求解除通知書
---------	-----------

別表の 7 7 の項の次に次のように加える。

7 7 の 2	売却決定取消通知書
---------	-----------

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。